

養殖ヒラメに寄生した *Kudoa septempunctata* による食中毒の防止対策

平成24年6月1日

水産庁 栽培養殖課

1. はじめに

養殖ヒラメに寄生した新種の粘液胞子虫 *Kudoa septempunctata* (以下、*Kudoa* という。)による食中毒の発生防止について、平成23年6月に厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒・乳肉水産食品合同部会より「生食用生鮮食品による病因物質不明有症事例についての提言」がなされ、養殖現場においても出荷前のモニタリング検査の実施等の対応が求められている。

厚生労働省が *Kudoa* が原因とされる下痢・嘔吐等を症状とする有症事例を食中毒として取り扱うことを通知した昨年6月以降12月までの間に、全国で33件の食中毒事例が報告されている。*Kudoa* による食中毒は、飲食店や宴席等での発生するケースが多いため、1事例当たりの発症者数が10名以上となる場合が多く、患者数の合計は473名に上っている。このため、本年3月に開催された厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会において、食中毒の発生防止のため生産現場における対策の強化が求められているところである。

農林水産省では、*Kudoa* が寄生したヒラメが出荷されることを防ぐため、平成23年度新たな農林水産施策を推進する実用技術開発事業「養殖ヒラメに寄生する新種のクドア属粘液胞子虫による食中毒の防止技術の開発」を実施し、養殖現場で対応可能な *Kudoa* 検査方法を開発し提供してきたが、本対策は、同事業の成果を踏まえて、現時点で判明している知見を元に、ヒラメ養殖場・種苗生産施設(以下、養殖場等という。)において実施すべき *Kudoa* による食中毒の防止対策を取りまとめたものである。

2. これまで得られた知見と対策の考え方

昨年実施した *Kudoa* の寄生実態調査では、これまでのところ *Kudoa* の寄生が確認された養殖場等が存在する海域は限定的であり、養殖場等における寄生の拡大は、*Kudoa* が寄生した種苗の移動による可能性が高いことが示唆されている。さらに、*Kudoa* が寄生したヒラメと非寄生ヒラメの同居試験及び非寄生ヒラメへの粘液胞子経口投与実験では、非寄生ヒラメへの寄生は確認されていない。しかし、現状では *Kudoa* の生態や生活環が解明されていないため、養殖場等においてヒラメへの寄生を防

ぐための具体的な方法については、更に調査・研究を継続する必要がある。

このような状況を踏まえ、養殖場等において以下の対策を実施し、*Kudoa* による食中毒の発生を防止するよう努めるものとする。

3. 養殖場等における食中毒防止対策

① 種苗の検査、養殖場への *Kudoa* 寄生のない種苗の導入

Kudoa が寄生した種苗の導入を避けるため、種苗を導入する際には、種苗出荷業者に対し検査を求めるとともに、養殖業者は検査結果を確認したうえで種苗を導入するなど、*Kudoa* が寄生していない種苗の確保に努め、来歴が明確ではない種苗は導入しないこと。

② 飼育群の来歴毎の飼育管理

養殖場等でヒラメを飼育する場合には、飼育魚の来歴ごとに群管理を行い、来歴の異なる魚を混合した飼育は行わないこと。寄生したヒラメと非寄生のヒラメを混合した場合、群全体の寄生率が低下して検査で発見しにくくなる可能性がある。

③ 飼育環境の清浄化

飼育にあたっては、*Kudoa* の宿主となるゴカイ等の環形動物が存在しない飼育環境の確保に留意すること。飼育水槽内に敷砂を施している場合や、砂ろ過槽を使用している場合などは清掃を充分に行うこと。

④ 飼育群毎の養殖日誌の作成

飼育期間中は、飼育群毎に養殖日誌を作成すること。保有するヒラメに関する種苗購入履歴や飼育履歴等（養殖日誌、検査結果、生産地、種苗購入元業者、販売先業者等）は、出荷後も必ず保存すること。

⑤ 養殖魚の出荷前検査の実施

飼育しているヒラメは、飼育群ごとに別添の「ヒラメに寄生した *Kudoa septempunctata* の検査方法について」に従い出荷前検査（放流用種苗について

は放流前) を行い、Kudoa の寄生が無いことを確認してから出荷すること。

⑥ *Kudoa* 寄生魚の取り扱い

検査により *Kudoa* の寄生が確認された場合には、当該飼育群の全ての魚について、活魚、生鮮品での出荷を自粛（放流用種苗については放流を中止）すること。

なお、*Kudoa* は、 $-15^{\circ}\text{C}\sim-20^{\circ}\text{C}$ で4時間以上の冷凍、または、中心温度 75°C 5分以上の加熱により病原性が失われることが確認されていることから、*Kudoa* の感染が確認された飼育群は、これらの方法で *Kudoa* を失活させた上で食用とすること。

4. その他

なお、*Kudoa* の生態や生活環等は、未だに不明な点が多く残されていることから、今後も食中毒を防ぐための対策について調査・研究を進めることとしており、その成果を踏まえながら、適宜、対策の見直しを行う予定である。

また、*Kudoa* の検査は、外部の民間機関等でも検査が可能であるが、機関によって実施できる検査方法が異なる場合があるので、事前に確認をされたい。

不明の点があれば、以下の示す関係機関にお問い合わせされたい。

【*Kudoa* の検査等関する技術的な問い合わせ先】

- 独立行政法人水産総合研究センター増養殖研究所 病原体研究グループ
〒879-2602 大分県佐伯市上浦大字津井浦
TEL: 0972-32-2125 FAX: 0972-32-2293

【*Kudoa* の外部検査機関】

- 社団法人 日本水産資源保護協会 養殖衛生対策センター
〒104-0044 東京都中央区明石町1-1 東和明石ビル5F
TEL: 03-6680-4277 FAX: 03-6680-4128

上記のほか、厚生労働省登録検査機関でも *Kudoa* の検査が行える場合があるので、下記のHP上の登録検査機関一覧を参考に、個別にお問い合わせを行って下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/kikan/>